京都市消防局訓令甲第12号

 各
 部

 消
 防
 学
 校

 各
 消
 防
 署

京都市危険物事務処理規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第3条第1項中「より」の右に「提出された」を加え、「の提出があった場合」を「について」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「局長」を「署長」に、「第1項に規定する申請」を「前項の許可申請書の内容」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「局長」の右に「及び署長」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を削る。

第4条を次のように改める。

(許可書の交付及び不許可の処理)

- 第4条 局長は、危市規則第3条第2項に規定する事務の執行に当たり、前条 第1項の規定による許可申請書の送付を受けた場合は、必要に応じて現地調 査を行うとともに、工事の工程計画を確認し、完成検査までに確認すること が必要な事項、完成検査において必要な資料の準備その他必要な事項につい て指導するものとする。
- 2 前項の場合において、基準に適合していないと認めるときに行う通知は、 危険物製造所等不許可通知書(第2号様式)により行うものとする。 第5条第3項中「を返納させる」を「の返納を求める」に改める。

第6条第2項中「局長は」の右に「, 危市規則第4条の2第2項に規定する事務の執行に当たり」を加え, 「行い, 災害の発生の防止上支障がないと認めるときは, 危市規則第4条の2第2項に規定する承認書を交付し, 災害の発生の防止上支障があると認めるときは, 危険物製造所等仮使用不承認通知書(第3号様式)により, その旨を通知する」を「行う」に改め, 同条第4項中「製造所等の仮使用を承認したときは」を「危市規則第4条の2第2項に規定する承認書の交付に当たり」に改め, 同項を同条第5項とし, 同条第3項各号列記

- 以外の部分中「局長」を「署長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項 の次に次の1項を加える。
- 3 前項の場合において,災害の発生の防止上支障があると認めるときに行う 通知は,危険物製造所等仮使用不承認通知書(第3号様式)により行うもの とする。

第7条第1項中「の規定により危険物製造所等完成検査申請書」を「に規定する危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査申請書」に改め、同条第2項中「通知し、完成検査を行う」を「通知する」に改める。

第8条を次のように改める。

(完成検査済証等の交付の処理)

- 第8条 局長は、危市規則第5条第2項に規定する事務の執行に当たり、基準 に適合していないと認めるときに行う通知は、完成検査不適合通知書(第7 号様式)により行うものとする。
- 2 局長は、危市規則第5条第2項に規定する事務のうち、移動タンク貯蔵所 の常置場所の変更許可に係る危規則第6条第2項に定める完成検査済証(以 下「完成検査済証」という。)が交付されたときは、変更前の常置場所を管 轄する消防長又は署長に対し、移動タンク貯蔵所変更許可通知書(第8号様 式)により通知するものとする。
 - 第9条第1項を次のように改める。
- 第9条 署長は,危市規則第16条第2項に規定する事務の執行に当たり,完成検査済証の再交付を行う場合には,再交付する完成検査済証に再交付印(第9号様式)を押印するものとする。
 - 第10条第1項を次のように改める。
- 第10条 署長は、危市規則第5条の2第2項に規定する事務(危市規則第3条第2項に規定する許可に係るものを除く。)の執行に当たり、基準に適合していると認めるタンクには、「京消(第10号様式)」と刻印するものとする。
- 第10条第3項中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、「同項」を「第 1項」に改め、同項を同条第4項とし、第2項中「第4項第1項の規定による 許可に係る」を「危市規則第5条の2第2項に規定する事務(危市規則第3条

- 第2項に規定する許可に係るものに限る。)の執行に当たり,」に改め,同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 前項の場合において、基準に適合していないと認めるときに行う通知は、 タンク検査不適合通知書(第11号様式)により行うものとする。
- 第11条中「証明しても支障がないと」を削り、「係るもの」を「係る完成 検査済証の交付を受けている旨の証明」に改める。

第13条第1項中「、申請内容を審査し」を削り、「支障がない」を「支障がある」改め、「、危市規則第2条第3項に規定する承認書を交付し、災害の発生の防止上支障があると認めるときは」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「及び図面」を「のうちから、必要と認めるもの」に改め、同項第3号中「貯蔵設備又は取扱設備」を「仮貯蔵又は仮取扱いを行うための設備」に改め、同項第4号中「の明細」を「に関する書類」に改め、同条第5号中「こと」を「事項」に改め、同条第3項中「現地調査を行わなければならない」を「必要に応じて現地調査を行うものとする」に改める。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 局長は、危市規則第12条第2項に規定する事務の執行に当たり、前項の 規定による送付があった場合は、申請内容が法第10条第3項の技術上の基 準に適合し、かつ、危規則第60条の2第1項各号に掲げる事項が具体的に 定められているかを確認するものとする。
 - 第14条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 前項の場合において、火災の予防のために適当でないと認めるときに行う 通知は、予防規程不認可通知書(第18号様式)により行うものとする。 第14条の2を次のように改める。

(休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請の処理)

第14条の2 署長は、危市規則第12条の2第2項に規定する事務の執行に 当たり、同条第1項に規定する休止中の地下貯蔵タンク又は二重設タンクの 漏れの点検期間の延長の申請書の提出があった場合は、地下貯蔵タンク又は 二重設タンクに講じる措置を記載した理由書その他審査に必要な書類を添付 させるとともに、必要に応じて検査を行うものとする。

- 2 前項の場合において、認定又は不認定の決定の通知は、休止中の地下貯蔵 タンク又は二重設タンクの漏れの点検期間延長決定通知書(第18号様式の 2)により行うものとする。
 - 第14条の3を次のように改める。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請の処理)

- 第14条の3 署長は、危市規則第12条の3第2項に規定する事務の執行に 当たり、同条第1項に規定する休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延 長の申請書の提出があった場合は、地下埋設配管に講じる措置を記載した理 由書その他審査に必要な書類を添付させるとともに、必要に応じて検査を行 うものとする。
- 2 前項の場合において、認定又は不認定の決定の通知は、休止中の地下埋設 配管の漏れの点検期間延長決定通知書(第18号様式の3)により行うもの とする。

第16条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次に」に、「指示を行わなければならない。この場合において、2部提出してきたものにあっては、その1部に」を「指導を行うとともに、受領する1部を除きその他のものには、」に改め、同項第1号から第8号までの規定中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「添付等」を「提示又は添付」に改め、同項第1号中「できる」を「する」に改め、同項第2号中「並びに工事に必要な」を「、工事の」に、「及び構造、」を「並びに構造及び」に改める。第17条を次のように改める。

- 第17条 署長は、法第16条の5に規定する資料を提出させるに当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じて、当該各号に定める届出書等を提出させるものとする。
 - (1) 前条第1項第6号の危険物製造所等の軽微な変更届出書の提出を要しない軽微な変更工事において、溶接、溶断等の火花を発する器具等を使用する工事で、火災予防上必要と認めるとき 火気使用工事届出書(第19号様式)
 - (2) 製造所等において、設置許可を受けた者以外の者が管理者として選任又は解任されたとき 危険物製造所等管理者選任・解任届出書(第20号様

式)

- (3) 製造所等において、危険物の取扱い作業に従事している危険物取扱者又は危規則第60条の2第1項第2号に規定する危険物保安監督者の職務を代行する者(以下「保安監督代行者」という。)が選任又は解任されたとき 危険物取扱従事者等選任・解任届出書(第21号様式)
- (4) 前号の規定により保安監督代行者を選任した旨の届出があるとき 危市 規則第11条に規定する危険物取扱実務経験証明書
- (5) 法第14条に規定する危険物施設保安員が選任又は解任されたとき 危 険物施設保安員選任・解任届出書(第22号様式)
- 2 署長は,前項の規定により,前項各号に掲げる届出等を提出させたときは, 必要な指導を行うとともに,受領する1部を除き,その他のものに届出済印 を押して返付するものとする。

第18条を次のように改める。

- 第18条 局長は、法第11条第7項に規定する事務の執行に当たり、危市規則第3条第2項の規定により、法第11条第1項第1号に該当する製造所等に対し許可を行ったときは、京都府公安委員会に通報するものとする。
- 2 署長は、法第11条の4第3項において準用する法第11条第7項に規定する事務の執行に当たり、法第11条の4第1項に該当する届出があったときは、当該届出書の写し2部を局長に送付しなければならない。
- 3 局長は、前項の送付を受けたときは、第1項の規定を準用し、京都府公安 委員会に通報するものとする。この場合において、「第3条第2項」とある のは「第7条の2第1項」と読み替えるものとする。

第19条第1項中「第2項及び第3項」を「各項」に改める。

第20条中「法第9条の4の規定に基づき危政令で定める数量」を「危政令第1条の11に規定する指定数量」に、「、又は」を「、若しくは」に改める。第22条中「署長」を「局長及び署長」に、「第10条第1項若しくは第13条第1項に規定する」を「法、危政令又は危規則の規定に基づく」に改め、「第16条第1項に規定する」を削り、「又は審査若しくは」を「、審査、」に、「つど」を「都度」に、「おかなければならない」を「おくものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、局長は、記録した内容のうち必要と認めるものについて、関係する署長に通知するものとする。
- 第12号様式中「あて先」を「宛先」に、「完成検査済みであること」を「完成検査済証が交付されている」に改める。
- 第14号様式中「完成検査済である」を「完成検査済証が交付されている」 に改める。
 - 第16号様式備考以外の部分中「第3項」を「第2項」に改める。
 - 第18号様式の2注3及び第18号様式の3注3を次のように改める。

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第20号様式中「あて先」を「宛先」に、

管理者に与えた	
権限内容	

を

許可申請権の有無 □ 有 □ 無

に改め、同様式に注として

次のように加える。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第21号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「危険物取扱従事者等」を「危険物取扱従事者・保安監督代行者」に改め、

Γ

選解危扱等はた取者	選任・解任の別	氏 名	免状の種類	交 付 (保安請	年 韓習受討	 月 講 年月	日)
	□ 選 任		□甲種 □乙種(第 類) □丙種	(年 年	月月	日 日)
	□ 選 任		□甲種 □乙種(第 類) □丙種	(年 年	月月	日 日)
	□ 選 任		□甲種 □乙種(第 類) □丙種	(年 年	月月	日 日)
	□選任□解任		□甲種 □乙種(第 類) □丙種	(年 年	月月	日日)

を

Γ

選はし険扱者 足解た物従等	選任・解任 の別	氏 名	保安監督 代 行 者	免状の種類	交 付 (保安講	年 月習受講年	日 月日)	
	□ 選 任			□甲種 □乙種(第 類) □丙種	年(年		日 日)	
	□ 選 任			□甲種 □乙種(第 類) □丙種	年 (年		日 日)	lc.
	□選任□解任			□甲種 □乙種(第 類) □丙種	年(年	月月	日 日)	
	□ 選 任			□甲種 □乙種(第 類) □丙種	年(年	月 月	日 日)	
		ı	l	ı	I.			,]

改める。

第23号様式中「第20条」を「第21条」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局予防部)